

自動車損害賠償責任保険基準料率

2021年1月15日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	A										
	B										
	C										
	D										
自 家 用 乗 用 自 動 車											
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車											
軽 自 動 車	検 査 対 象 車										
	検 査 対 象 外 車	16,220									
原 動 機 付 自 転 車		13,980									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車											
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		29,350	28,970	28,580	28,190	27,810	27,420	27,040	26,650	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		14,210	14,070	13,920	13,780	13,640	13,490	13,350	13,210	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	14,210	14,070	13,920	13,780	13,640	13,490	13,350	13,210	
		検 査 対 象 外 車	14,120	13,980	13,840	13,700	13,560	13,420	13,270	13,130	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車									
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	22,070										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車		5,300									

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車						14,110			
原動機付自転車							12,300			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		26,260	25,880	25,490	25,100	24,720	24,330	23,930	23,540
	(ロ) 小型二輪自動車		13,060	12,920	12,770	12,630	12,490	12,340	12,190	12,050
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	13,060	12,920	12,770	12,630	12,490	12,340	12,190	12,050
		検査対象外車	12,990	12,850	12,710	12,560	12,420	12,280	12,130	11,990
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車	検査対象車							
	検査対象外車					18,840				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車							5,290			

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自 家 用 乗 用 自 動 車										27,770
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車										11,390
軽 自 動 車	検 査 対 象 車									27,330
	検 査 対 象 外 車									
原 動 機 付 自 転 車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊 急 自 動 車										8,950
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		23,140	22,750	22,360	21,960	21,570	21,170	20,780	20,390
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		11,900	11,750	11,610	11,460	11,310	11,170	11,020	10,870
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	11,900	11,750	11,610	11,460	11,310	11,170	11,020	10,870
		検 査 対 象 外 車	11,840	11,700	11,550	11,410	11,260	11,120	10,970	10,830
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車								15,860
	c 軽自動車	検 査 対 象 車								
		検 査 対 象 外 車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車										

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月		
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用											
	自家用											
営業用乗用自動車	A											
	B											
	C											
	D											
自家用乗用自動車			27,180	26,580	25,980	25,390	24,790	24,190	23,600	23,000		
普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの										
		最大積載量が2トン以下のもの										
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの										
		最大積載量が2トン以下のもの										
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用											
	自家用											
小型二輪自動車			11,230	11,070	10,900	10,740	10,580	10,420	10,250	10,090		
軽自動車	検査対象車		26,760	26,170	25,590	25,000	24,410	23,830	23,240	22,660		
	検査対象外車		11,960									
原動機付自転車			10,590									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車												
緊急自動車			8,850	8,750	8,660	8,560	8,460	8,360	8,260	8,160		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			19,990	19,590	19,190	18,790	18,380	17,980	17,580	17,180	
	(ロ) 小型二輪自動車			10,730	10,580	10,430	10,280	10,130	9,980	9,830	9,680	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		10,730	10,580	10,430	10,280	10,130	9,980	9,830	9,680	
		検査対象外車		10,680	10,540	10,390	10,240	10,090	9,940	9,800	9,650	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車											
	(ロ) 教習用自動車											
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)										
		b 小型二輪自動車			15,580	15,300	15,020	14,740	14,460	14,180	13,890	13,610
		c 軽自動車	検査対象車									
検査対象外車			15,540									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車												
検査対象外被けん引軽自動車			5,280									

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			22,400	21,800	21,210	20,610	20,010	19,400	18,790	18,180
普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの				52,930	51,070	49,180	47,290	45,400
		最大積載量が2トン以下のもの				36,860	35,630	34,380	33,130	31,870
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの				37,980	36,710	35,410	34,110	32,810
		最大積載量が2トン以下のもの				33,840	32,730	31,600	30,460	29,330
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用				31,870	30,840	29,780	28,720	27,670	
	自家用				23,870	23,150	22,410	21,670	20,930	
小型二輪自動車			9,920	9,760	9,600	9,440	9,270	9,110	8,940	8,770
軽自動車	検査対象車		22,070	21,480	20,900	20,310	19,730	19,130	18,530	17,930
	検査対象外車						9,770			
原動機付自転車							8,850			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						9,290	9,130	8,970	8,810	8,650
緊急自動車			8,070	7,970	7,870	7,770	7,670	7,570	7,470	7,370
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		16,780	16,380	15,970	15,570	15,170	14,760	14,350	13,940
	(ロ) 小型二輪自動車		9,530	9,380	9,230	9,080	8,930	8,780	8,630	8,480
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	9,530	9,380	9,230	9,080	8,930	8,780	8,630	8,480
		検査対象外車	9,500	9,350	9,210	9,060	8,910	8,760	8,610	8,460
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車					8,340	8,220	8,100	7,970	7,850
	(ロ) 教習用自動車					8,340	8,220	8,100	7,970	7,850
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				23,140	22,450	21,740	21,030	20,320
		b 小型二輪自動車	13,330	13,050	12,770	12,480	12,200	11,920	11,630	11,340
	c 軽自動車	検査対象車				12,480	12,200	11,920	11,630	11,340
		検査対象外車					12,180			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	
検査対象外被けん引軽自動車						5,270				

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									40,490	
	自家用									13,240	
営業用乗用自動車	A									100,300	
	B									79,890	
	C									61,040	
	D									38,460	
自家用乗用自動車			17,570	16,960	16,350	15,740	15,130	14,520	13,910	13,310	
普通けん引貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	43,510	41,620	39,730	37,840	35,950	34,050	32,160	30,270	
		最大積載量が2トン以下のもの	30,620	29,360	28,110	26,850	25,600	24,350	23,090	21,840	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	31,520	30,220	28,920	27,620	26,320	25,020	23,730	22,430	
		最大積載量が2トン以下のもの	28,190	27,060	25,930	24,790	23,660	22,520	21,390	20,250	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		26,610	25,550	24,500	23,440	22,390	21,330	20,270	19,220	
	自家用		20,190	19,450	18,710	17,980	17,240	16,500	15,760	15,020	
小型二輪自動車			8,610	8,440	8,270	8,110	7,940	7,770	7,610	7,440	
軽自動車	検査対象車		17,330	16,740	16,140	15,540	14,940	14,350	13,750	13,150	
	検査対象外車										
原動機付自転車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			8,490	8,330	8,170	8,010	7,850	7,690	7,530	7,360	
緊急自動車			7,270	7,170	7,070	6,970	6,870	6,770	6,670	6,570	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,530	13,120	12,710	12,300	11,890	11,480	11,070	10,660	
	(ロ) 小型二輪自動車		8,320	8,170	8,020	7,870	7,710	7,560	7,410	7,260	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	8,320	8,170	8,020	7,870	7,710	7,560	7,410	7,260	
		検査対象外車	8,310	8,160	8,010	7,860	7,700	7,550	7,400	7,250	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		7,730	7,610	7,480	7,360	7,240	7,110	6,990	6,870	
	(ロ) 教習用自動車		7,730	7,610	7,480	7,360	7,240	7,110	6,990	6,870	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,610	18,900	18,190	17,480	16,770	16,060	15,350	14,640
		b 小型二輪自動車		11,050	10,770	10,480	10,190	9,900	9,620	9,330	9,040
		c 軽自動車	検査対象車	11,050	10,770	10,480	10,190	9,900	9,620	9,330	9,040
			検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	
検査対象外被けん引軽自動車											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		37,830	35,110	32,400	29,680	26,970	24,250	21,530	18,820	
	自家用		12,630	12,020	11,400	10,780	10,170	9,550	8,940	8,320	
営業用乗用自動車	A		93,120	85,800	78,470	71,150	63,830	56,500	49,180	41,850	
	B		74,260	68,500	62,750	57,000	51,250	45,500	39,740	33,990	
	C		56,830	52,530	48,230	43,930	39,630	35,330	31,030	26,730	
	D		35,950	33,390	30,830	28,270	25,710	23,150	20,590	18,030	
自家用乗用自動車			12,700	12,070	11,450	10,830	10,210	9,590	8,970	8,340	
普通けん引貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,380	26,450	24,520	22,590	20,670	18,740	16,810	14,880	
		最大積載量が2トン以下のもの	20,580	19,310	18,030	16,750	15,470	14,190	12,910	11,630	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,130	19,800	18,480	17,160	15,830	14,510	13,180	11,860	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,120	17,960	16,810	15,650	14,490	13,330	12,180	11,020	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		18,160	17,080	16,010	14,930	13,850	12,780	11,700	10,620	
	自家用		14,280	13,530	12,770	12,020	11,270	10,510	9,760	9,000	
小型二輪自動車			7,270	7,110	6,930	6,770	6,590	6,420	6,260	6,090	
軽自動車	検査対象車		12,550	11,940	11,330	10,720	10,110	9,500	8,890	8,280	
	検査対象外車		7,540								
原動機付自転車			7,070								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			7,200	7,040	6,880	6,710	6,550	6,380	6,220	6,060	
緊急自動車			6,470	6,360	6,260	6,160	6,060	5,950	5,850	5,750	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,250	9,830	9,420	9,000	8,580	8,160	7,750	7,330	
	(ロ) 小型二輪自動車		7,100	6,950	6,790	6,640	6,480	6,320	6,170	6,010	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	7,100	6,950	6,790	6,640	6,480	6,320	6,170	6,010	
		検査対象外車	7,100	6,950	6,790	6,640	6,490	6,330	6,180	6,020	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		6,740	6,620	6,490	6,370	6,240	6,120	5,990	5,860	
	(ロ) 教習用自動車		6,740	6,620	6,490	6,370	6,240	6,120	5,990	5,860	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,930	13,200	12,480	11,750	11,030	10,300	9,580	8,860
		b 小型二輪自動車		8,750	8,460	8,170	7,870	7,580	7,290	7,000	6,700
		c 軽自動車	検査対象車	8,750	8,460	8,170	7,870	7,580	7,290	7,000	6,700
			検査対象外車	8,750							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240	
検査対象外被けん引軽自動車			5,270								

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用		16,100	13,380	10,670	7,950		
	自 家 用		7,700	7,090	6,470	5,850		
営業用乗用自動車	A		34,530	27,210	19,880	12,560		
	B		28,240	22,490	16,740	10,990		
	C		22,430	18,130	13,830	9,530		
	D		15,470	12,910	10,350	7,790		
自 家 用 乗 用 自 動 車			7,720	7,100	6,480	5,860		
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	12,950	11,020	9,090	7,160		
		最大積載量が2トン以下のもの	10,350	9,070	7,790	6,510		
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,530	9,210	7,880	6,560		
		最大積載量が2トン以下のもの	9,860	8,710	7,550	6,390		
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用		9,540	8,470	7,390	6,310		
	自 家 用		8,250	7,500	6,740	5,990		
小 型 二 輪 自 動 車			5,920	5,750	5,580	5,400		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		7,670	7,070	6,460	5,840		
	検 査 対 象 外 車							
原 動 機 付 自 転 車								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,890	5,730	5,560	5,400		
緊 急 自 動 車			5,650	5,540	5,440	5,340		
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,910	6,490	6,070	5,650	5,300	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,860	5,700	5,550	5,390	5,260	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,860	5,700	5,550	5,390	5,260	
		検 査 対 象 外 車	5,870	5,720	5,560	5,410	5,280	
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊きゅう自動車		5,740	5,610	5,490	5,360		
	(ロ) 教習用自動車		5,740	5,610	5,490	5,360		
	(ハ) そ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,130	7,410	6,680	5,960	
		b 小 型 二 輪 自 動 車		6,410	6,120	5,820	5,530	
		c 軽自動車	検 査 対 象 車	6,410	6,120	5,820	5,530	
			検 査 対 象 外 車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,240	5,240	5,240	5,240		
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車								

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）	A
北海道（札幌市を除く）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府（大阪府域）、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

（注） 大阪府域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月	59か月	58か月	57か月	56か月	55か月	54か月	53か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車										
普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車	6,760								
原動機付自転車		5,710								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,960	5,950	5,940	5,930	5,920	5,900	5,890	5,880
	(ロ) 小型二輪自動車		5,960	5,950	5,940	5,930	5,920	5,900	5,890	5,880
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,960	5,950	5,940	5,930	5,920	5,900	5,890	5,880
		検査対象外車	5,980	5,970	5,960	5,950	5,940	5,930	5,910	5,900
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車	検査対象車							
検査対象外車	5,340									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車		5,300								

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月	
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自家用乗用自動車											
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											
軽自動車	検査対象車										
	検査対象外車						6,470				
原動機付自転車							5,620				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,870	5,860	5,850	5,840	5,820	5,810	5,800	5,790	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,870	5,860	5,850	5,840	5,820	5,810	5,800	5,790	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,870	5,860	5,850	5,840	5,820	5,810	5,800	5,790	
		検査対象外車	5,890	5,880	5,870	5,860	5,840	5,830	5,820	5,810	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									
		c 軽自動車	検査対象車								
			検査対象外車						5,330		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車							5,290				

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車										9,300
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										7,130
軽自動車	検査対象車									8,460
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										5,570
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,780	5,760	5,750	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690
	(ロ) 小型二輪自動車		5,780	5,760	5,750	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,780	5,760	5,750	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690
		検査対象外車	5,800	5,780	5,770	5,760	5,750	5,740	5,730	5,710
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) そ	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								5,420
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車										

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車			9,200	9,090	8,980	8,880	8,770	8,660	8,550	8,440	
普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用										
	自 家 用										
小 型 二 輪 自 動 車			7,080	7,030	6,980	6,930	6,880	6,830	6,780	6,730	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		8,380	8,290	8,210	8,120	8,030	7,950	7,860	7,780	
	検 査 対 象 外 車		6,180								
原 動 機 付 自 転 車			5,530								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊 急 自 動 車			5,560	5,560	5,550	5,540	5,530	5,520	5,510	5,500	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620	5,610	5,600	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620	5,610	5,600	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620	5,610	5,600	
		検 査 対 象 外 車	5,700	5,690	5,680	5,670	5,650	5,640	5,630	5,620	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教 習 用 自 動 車										
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小 型 二 輪 自 動 車		5,410	5,410	5,400	5,400	5,390	5,390	5,390	5,380
		c 軽自動車	検 査 対 象 車								
検 査 対 象 外 車	5,310										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,280								

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車			8,340	8,230	8,120	8,010	7,900	7,790	7,680	7,570
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの				21,640	21,000	20,350	19,700	19,050
		最大積載量が2トン以下のもの				17,730	17,240	16,750	16,250	15,760
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの				21,640	21,000	20,350	19,700	19,050
		最大積載量が2トン以下のもの				17,720	17,240	16,740	16,250	15,750
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用				10,330	10,130	9,930	9,730	9,520	
	自家用				10,330	10,130	9,930	9,720	9,520	
小型二輪自動車			6,680	6,630	6,580	6,520	6,480	6,420	6,370	6,320
軽自動車	検査対象車		7,690	7,610	7,520	7,440	7,350	7,260	7,180	7,090
	検査対象外車						5,880			
原動機付自転車							5,440			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						5,400	5,400	5,390	5,380	5,380
緊急自動車			5,490	5,480	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,430
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,590	5,570	5,560	5,550	5,540	5,520	5,510	5,500
	(ロ) 小型二輪自動車		5,590	5,570	5,560	5,550	5,540	5,520	5,510	5,500
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,590	5,570	5,560	5,550	5,540	5,520	5,510	5,500
		検査対象外車	5,610	5,590	5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車					5,270	5,270	5,270	5,270	5,270
	(ロ) 教習用自動車					5,270	5,270	5,270	5,270	5,270
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				6,730	6,670	6,620	6,560	6,500
		b 小型二輪自動車	5,380	5,370	5,370	5,360	5,360	5,350	5,350	5,340
	c 軽自動車	検査対象車				5,360	5,360	5,350	5,350	5,340
		検査対象外車					5,290			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	
検査対象外被けん引軽自動車						5,270				

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									14,460
	自家用									13,240
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									18,930
	個人タクシー									18,930
自家用乗用自動車			7,460	7,350	7,240	7,130	7,020	6,910	6,800	6,690
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	18,400	17,750	17,100	16,450	15,800	15,150	14,500	13,850
		最大積載量が2トン以下のもの	15,260	14,770	14,270	13,780	13,280	12,780	12,290	11,790
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	18,400	17,750	17,100	16,450	15,800	15,150	14,500	13,850
		最大積載量が2トン以下のもの	15,260	14,760	14,270	13,770	13,280	12,780	12,290	11,790
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,320	9,120	8,920	8,720	8,520	8,310	8,110	7,910
	自家用		9,320	9,120	8,920	8,720	8,510	8,310	8,110	7,910
小型二輪自動車			6,270	6,220	6,170	6,120	6,070	6,020	5,960	5,910
軽自動車	検査対象車		7,000	6,910	6,830	6,740	6,650	6,570	6,480	6,390
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,370	5,360	5,360	5,350	5,340	5,340	5,330	5,320
緊急自動車			5,420	5,410	5,400	5,390	5,380	5,380	5,370	5,360
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,490	5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400
	(ロ) 小型二輪自動車		5,490	5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,490	5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400
		検査対象外車	5,510	5,500	5,480	5,470	5,460	5,450	5,430	5,420
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		5,270	5,270	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260
	(ロ) 教習用自動車		5,270	5,270	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,440	6,380	6,320	6,260	6,200	6,140	6,080	6,020
		b 小型二輪自動車	5,340	5,330	5,330	5,320	5,320	5,310	5,310	5,300
	c 軽自動車	検査対象車	5,340	5,330	5,330	5,320	5,320	5,310	5,310	5,300
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250
検査対象外被けん引軽自動車										

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		13,770	13,050	12,340	11,630	10,920	10,210	9,500	8,790	
	自家用		12,630	12,020	11,400	10,780	10,170	9,550	8,940	8,320	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		17,890	16,840	15,780	14,730	13,670	12,620	11,560	10,510	
	個人タクシー		17,890	16,840	15,780	14,730	13,670	12,620	11,560	10,510	
自家用乗用自動車			6,580	6,470	6,360	6,250	6,130	6,020	5,910	5,800	
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,200	12,530	11,870	11,210	10,540	9,880	9,220	8,550	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,300	10,790	10,290	9,780	9,280	8,770	8,270	7,760	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,200	12,530	11,870	11,210	10,540	9,880	9,220	8,550	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,300	10,790	10,290	9,780	9,280	8,770	8,270	7,760	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		7,710	7,500	7,300	7,090	6,880	6,680	6,470	6,260	
	自家用		7,710	7,500	7,290	7,090	6,880	6,680	6,470	6,260	
小型二輪自動車			5,860	5,810	5,760	5,710	5,650	5,600	5,550	5,500	
軽自動車	検査対象車		6,300	6,220	6,130	6,040	5,950	5,860	5,770	5,680	
	検査対象外車		5,570								
原動機付自転車			5,350								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,320	5,310	5,300	5,300	5,290	5,280	5,280	5,270	
緊急自動車			5,350	5,340	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,390	5,380	5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,390	5,380	5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,390	5,380	5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
		検査対象外車	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		5,260	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240	
	(ロ) 教習用自動車		5,260	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,960	5,900	5,840	5,780	5,720	5,660	5,600	5,540	
		b 小型二輪自動車	5,300	5,290	5,290	5,280	5,280	5,270	5,270	5,260	
		c 軽自動車	検査対象車	5,300	5,290	5,290	5,280	5,280	5,270	5,270	5,260
			検査対象外車	5,280							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240	
検査対象外被けん引軽自動車			5,270								

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
		営業用	自家用						
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用			8,080	7,370	6,660	5,950		
	自家用			7,700	7,090	6,470	5,850		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く			9,450	8,400	7,350	6,290		
	個人タクシー			9,450	8,400	7,350	6,290		
自家用乗用自動車				5,690	5,570	5,460	5,350		
普通けん引普通貨物及び自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		7,890	7,230	6,560	5,900		
		最大積載量が2トン以下のもの		7,260	6,750	6,250	5,740		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		7,890	7,230	6,560	5,900		
		最大積載量が2トン以下のもの		7,260	6,750	6,250	5,740		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			6,060	5,850	5,650	5,440		
	自家用			6,060	5,850	5,650	5,440		
小型二輪自動車				5,440	5,390	5,340	5,290		
軽自動車	検査対象車			5,590	5,500	5,410	5,320		
	検査対象外車								
原動機付自転車									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,260	5,260	5,250	5,240		
緊急自動車				5,270	5,260	5,250	5,240		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,290	5,270	5,260	5,250	5,240	
	(ロ) 小型二輪自動車			5,290	5,270	5,260	5,250	5,240	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		5,290	5,270	5,260	5,250	5,240	
		検査対象外車		5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車			5,240	5,240	5,240	5,240		
	(ロ) 教習用自動車			5,240	5,240	5,240	5,240		
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,480	5,420	5,360	5,300	
		b 小型二輪自動車			5,260	5,250	5,250	5,240	
		c 軽自動車	検査対象車		5,260	5,250	5,250	5,240	
			検査対象外車						
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,240	5,240	5,240	5,240		
検査対象外被けん引軽自動車									

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車										
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車	5,780								
原動機付自転車		5,710								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		11,050	10,960	10,870	10,770	10,680	10,590	10,490	10,400
	(ロ) 小型二輪自動車		5,700	5,700	5,690	5,680	5,670	5,670	5,660	5,650
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,960	5,950	5,940	5,930	5,920	5,900	5,890	5,880
		検査対象外車	5,780	5,770	5,770	5,760	5,750	5,740	5,730	5,720
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車	検査対象車							
検査対象外車	15,610									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,300							

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自家用乗用自動車											
普通けん引普通貨物及び自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											
軽自動車	検査対象車										
	検査対象外車						5,680				
原動機付自転車							5,620				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,310	10,210	10,120	10,030	9,930	9,840	9,740	9,650	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,640	5,640	5,630	5,620	5,610	5,610	5,600	5,590	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,870	5,860	5,850	5,840	5,820	5,810	5,800	5,790	
		検査対象外車	5,710	5,710	5,700	5,690	5,680	5,670	5,660	5,660	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									
		c 軽自動車	検査対象車								
			検査対象外車						13,620		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車							5,290				

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車										13,490
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										5,530
軽自動車	検査対象車									13,490
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										8,760
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		9,550	9,460	9,360	9,270	9,170	9,080	8,980	8,890
	(ロ) 小型二輪自動車		5,580	5,580	5,570	5,560	5,550	5,550	5,540	5,530
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,780	5,760	5,750	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690
		検査対象外車	5,650	5,640	5,630	5,620	5,610	5,600	5,590	5,590
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) そ	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								11,740
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車										

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用									
	自 家 用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自 家 用 乗 用 自 動 車			13,270	13,050	12,830	12,620	12,400	12,180	11,960	11,740
普 通 貨 物 自 引 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用									
	自 家 用									
小 型 二 輪 自 動 車			5,520	5,510	5,510	5,500	5,490	5,480	5,480	5,470
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		13,270	13,050	12,830	12,620	12,400	12,180	11,960	11,740
	検 査 対 象 外 車		5,580							
原 動 機 付 自 転 車			5,530							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊 急 自 動 車			8,670	8,580	8,480	8,390	8,300	8,200	8,110	8,020
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,800	8,700	8,600	8,500	8,410	8,310	8,210	8,120
		(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車	5,520	5,510	5,510	5,500	5,490	5,480	5,480	5,470
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620	5,610	5,600
		検 査 対 象 外 車	5,580	5,570	5,560	5,550	5,540	5,530	5,530	5,520
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小 型 二 輪 自 動 車	11,570	11,400	11,230	11,050	10,880	10,710	10,540	10,360
		c 軽自動車	検 査 対 象 車							
検 査 対 象 外 車	11,590									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,280							

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用										
	自 家 用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自 家 用 乗 用 自 動 車			11,520	11,300	11,080	10,870	10,650	10,420	10,200	9,980	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの				17,350	16,880	16,400	15,920	15,440	
		最大積載量が2トン以下のもの				17,350	16,880	16,400	15,920	15,440	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの				17,350	16,880	16,400	15,920	15,440	
		最大積載量が2トン以下のもの				17,340	16,870	16,390	15,910	15,430	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用				12,320	12,040	11,760	11,480	11,200		
	自 家 用				12,310	12,040	11,760	11,480	11,200		
小 型 二 輪 自 動 車			5,460	5,450	5,450	5,440	5,430	5,420	5,410	5,410	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		11,520	11,300	11,080	10,870	10,650	10,420	10,200	9,980	
	検 査 対 象 外 車						5,470				
原 動 機 付 自 転 車						5,440					
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						6,400	6,350	6,310	6,260	6,210	
緊 急 自 動 車			7,920	7,830	7,740	7,640	7,550	7,450	7,360	7,260	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,020	7,920	7,830	7,730	7,630	7,530	7,430	7,340	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,460	5,450	5,450	5,440	5,430	5,420	5,410	5,410	
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,590	5,570	5,560	5,550	5,540	5,520	5,510	5,500	
		検 査 対 象 外 車	5,510	5,500	5,490	5,480	5,470	5,460	5,460	5,450	
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車					7,120	7,040	6,970	6,890	6,820	
	(ロ) 教習用自動車					7,120	7,040	6,970	6,890	6,820	
	(ハ) ぞ の 他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					10,370	10,170	9,970	9,760	9,560
		b 小 型 二 輪 自 動 車		10,190	10,020	9,850	9,670	9,500	9,330	9,150	8,970
		c 軽自動車	検 査 対 象 車				9,670	9,500	9,330	9,150	8,970
			検 査 対 象 外 車					9,520			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							5,270				

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									29,270	
	自家用									13,240	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									56,760	
	個人タクシー									38,460	
自家用乗用自動車			9,750	9,530	9,310	9,080	8,860	8,640	8,410	8,190	
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,960	14,480	14,000	13,510	13,030	12,550	12,070	11,590	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,960	14,480	14,000	13,510	13,030	12,550	12,070	11,590	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,960	14,480	14,000	13,510	13,030	12,550	12,070	11,590	
		最大積載量が2トン以下のもの	14,950	14,470	13,990	13,510	13,030	12,550	12,070	11,590	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		10,920	10,640	10,360	10,080	9,800	9,520	9,230	8,950	
	自家用		10,910	10,630	10,350	10,070	9,790	9,510	9,230	8,950	
小型二輪自動車			5,400	5,390	5,380	5,370	5,370	5,360	5,350	5,340	
軽自動車	検査対象車		9,750	9,530	9,310	9,080	8,860	8,640	8,410	8,190	
	検査対象外車										
原動機付自転車											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,170	6,120	6,080	6,030	5,980	5,940	5,890	5,850	
緊急自動車			7,170	7,070	6,980	6,880	6,790	6,690	6,600	6,500	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,240	7,140	7,040	6,940	6,840	6,740	6,640	6,540	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,400	5,390	5,380	5,370	5,370	5,360	5,350	5,340	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,490	5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400	
		検査対象外車	5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,380	5,380	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		6,740	6,670	6,600	6,520	6,450	6,370	6,300	6,220	
	(ロ) 教習用自動車		6,740	6,670	6,600	6,520	6,450	6,370	6,300	6,220	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	9,360	9,150	8,950	8,750	8,540	8,340	8,140	7,930	
		b 小型二輪自動車	8,800	8,620	8,450	8,270	8,090	7,920	7,740	7,570	
		c 軽自動車	検査対象車	8,800	8,620	8,450	8,270	8,090	7,920	7,740	7,570
			検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	
検査対象外被けん引軽自動車											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		27,460	25,600	23,750	21,900	20,050	18,200	16,350	14,490	
	自家用		12,630	12,020	11,400	10,780	10,170	9,550	8,940	8,320	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		52,870	48,900	44,930	40,960	36,990	33,020	29,050	25,080	
	個人タクシー		35,950	33,390	30,830	28,270	25,710	23,150	20,590	18,030	
自家用乗用自動車			7,970	7,740	7,510	7,290	7,060	6,830	6,600	6,370	
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,110	10,620	10,130	9,640	9,150	8,660	8,180	7,680	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,110	10,620	10,130	9,640	9,150	8,660	8,180	7,680	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,110	10,620	10,130	9,640	9,150	8,660	8,180	7,680	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,110	10,620	10,130	9,640	9,150	8,660	8,170	7,680	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,670	8,390	8,100	7,810	7,530	7,240	6,960	6,670	
	自家用		8,670	8,380	8,100	7,810	7,530	7,240	6,950	6,670	
小型二輪自動車			5,330	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,290	5,280	
軽自動車	検査対象車		7,970	7,740	7,510	7,290	7,060	6,830	6,600	6,370	
	検査対象外車		5,370								
原動機付自転車			5,350								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,800	5,750	5,710	5,660	5,610	5,570	5,520	5,470	
緊急自動車			6,400	6,310	6,210	6,110	6,010	5,920	5,820	5,720	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,450	6,350	6,240	6,140	6,040	5,940	5,840	5,740	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,330	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,290	5,280	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,390	5,380	5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
		検査対象外車	5,370	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,310	5,300	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		6,150	6,070	6,000	5,920	5,840	5,770	5,690	5,620	
	(ロ) 教習用自動車		6,150	6,070	6,000	5,920	5,840	5,770	5,690	5,620	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,730	7,520	7,310	7,100	6,900	6,690	6,480	6,270	
		b 小型二輪自動車	7,390	7,210	7,030	6,850	6,670	6,490	6,310	6,130	
		c 軽自動車	検査対象車	7,390	7,210	7,030	6,850	6,670	6,490	6,310	6,130
			検査対象外車	7,410							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240	
検査対象外被けん引軽自動車			5,270								

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		12,640	10,790	8,940	7,090		
	自家用		7,700	7,090	6,470	5,850		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		21,110	17,140	13,180	9,200		
	個人タクシー		15,470	12,910	10,350	7,790		
自家用乗用自動車			6,150	5,920	5,690	5,460		
普通けん引普通貨物及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	7,190	6,710	6,220	5,720		
		最大積載量が2トン以下のもの	7,190	6,710	6,220	5,720		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	7,190	6,710	6,220	5,720		
		最大積載量が2トン以下のもの	7,190	6,700	6,220	5,720		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		6,380	6,100	5,810	5,520		
	自家用		6,380	6,090	5,810	5,520		
小型二輪自動車			5,270	5,260	5,250	5,240		
軽自動車	検査対象車		6,150	5,920	5,690	5,460		
	検査対象外車							
原動機付自転車								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,420	5,380	5,330	5,280		
緊急自動車			5,630	5,530	5,430	5,330		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,540	5,440	5,340	5,250	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,270	5,260	5,250	5,240	5,240	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,290	5,270	5,260	5,250	5,240	
		検査対象外車	5,290	5,280	5,270	5,260	5,260	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		5,540	5,460	5,390	5,310		
	(ロ) 教習用自動車		5,540	5,460	5,390	5,310		
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,070	5,860	5,650	5,440	
		b 小型二輪自動車		5,950	5,770	5,590	5,420	
		c 軽自動車	検査対象車	5,950	5,770	5,590	5,420	
			検査対象外車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,240	5,240	5,240	5,240		
検査対象外被けん引軽自動車								

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2.に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～53か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車										
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車	5,780								
原動機付自転車			5,710							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,960	5,950	5,940	5,930	5,920	5,900	5,890	5,880
	(ロ) 小型二輪自動車		5,700	5,700	5,690	5,680	5,670	5,670	5,660	5,650
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,870	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800
		検査対象外車	5,740	5,730	5,720	5,720	5,710	5,700	5,690	5,680
特種用途自動車その他	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車	検査対象車							
検査対象外車	5,340									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,300							

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 52か月～45か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	52か月	51か月	50か月	49か月	48か月	47か月	46か月	45か月	
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自家用乗用自動車											
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車											
軽自動車	検査対象車										
	検査対象外車						5,680				
原動機付自転車							5,620				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車											
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,870	5,860	5,850	5,840	5,820	5,810	5,800	5,790	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,640	5,640	5,630	5,620	5,610	5,610	5,600	5,590	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,790	5,780	5,770	5,760	5,750	5,740	5,730	5,720	
		検査対象外車	5,680	5,670	5,660	5,650	5,650	5,640	5,630	5,620	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車									
		c 軽自動車	検査対象車								
			検査対象外車						5,330		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車							5,290				

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 44か月～37か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	44か月	43か月	42か月	41か月	40か月	39か月	38か月	37か月
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車										9,300
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの								
		最大積載量が2トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										5,530
軽自動車	検査対象車									6,400
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										5,570
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,780	5,760	5,750	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690
	(ロ) 小型二輪自動車		5,580	5,580	5,570	5,560	5,550	5,550	5,540	5,530
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,710	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,640	5,630
		検査対象外車	5,610	5,610	5,600	5,590	5,580	5,580	5,570	5,560
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) そ	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								5,420
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車										

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その4 36か月～29か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										
	自家用										
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く										
	個人タクシー										
自家用乗用自動車			9,200	9,090	8,980	8,880	8,770	8,660	8,550	8,440	
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの									
		最大積載量が2トン以下のもの									
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用										
	自家用										
小型二輪自動車			5,520	5,510	5,510	5,500	5,490	5,480	5,480	5,470	
軽自動車	検査対象車		6,370	6,340	6,310	6,280	6,250	6,220	6,190	6,150	
	検査対象外車		5,580								
原動機付自転車			5,530								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車											
緊急自動車			5,560	5,560	5,550	5,540	5,530	5,520	5,510	5,500	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620	5,610	5,600	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,520	5,510	5,510	5,500	5,490	5,480	5,480	5,470	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,620	5,610	5,600	5,590	5,580	5,570	5,560	5,550	
		検査対象外車	5,550	5,540	5,540	5,530	5,520	5,510	5,500	5,500	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車										
	(ロ) 教習用自動車										
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
		b 小型二輪自動車		5,410	5,410	5,400	5,400	5,390	5,390	5,390	5,380
		c 軽自動車	検査対象車								
			検査対象外車	5,310							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車											
検査対象外被けん引軽自動車			5,280								

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その5 28か月～21か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車			8,340	8,230	8,120	8,010	7,900	7,790	7,680	7,570
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの				16,630	16,190	15,740	15,280	14,830
		最大積載量が2トン以下のもの				15,760	15,350	14,930	14,520	14,100
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの				16,630	16,190	15,740	15,280	14,830
		最大積載量が2トン以下のもの				15,760	15,350	14,930	14,510	14,100
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用				10,290	10,090	9,890	9,690	9,490	
	自家用				10,280	10,090	9,890	9,690	9,490	
小型二輪自動車			5,460	5,450	5,450	5,440	5,430	5,420	5,410	5,410
軽自動車	検査対象車		6,120	6,090	6,060	6,030	6,000	5,970	5,940	5,910
	検査対象外車						5,470			
原動機付自転車							5,440			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						5,400	5,400	5,390	5,380	5,380
緊急自動車			5,490	5,480	5,480	5,470	5,460	5,450	5,440	5,430
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,590	5,570	5,560	5,550	5,540	5,520	5,510	5,500
	(ロ) 小型二輪自動車		5,460	5,450	5,450	5,440	5,430	5,420	5,410	5,410
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,540	5,530	5,520	5,510	5,500	5,490	5,480	5,470
		検査対象外車	5,490	5,480	5,470	5,460	5,460	5,450	5,440	5,430
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車					5,270	5,270	5,270	5,270	5,270
	(ロ) 教習用自動車					5,270	5,270	5,270	5,270	5,270
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				5,760	5,740	5,720	5,700	5,680
		b 小型二輪自動車	5,380	5,370	5,370	5,360	5,360	5,350	5,350	5,340
	c 軽自動車	検査対象車				5,360	5,360	5,350	5,350	5,340
		検査対象外車					5,290			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車					5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	
検査対象外被けん引軽自動車						5,270				

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その6 20か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									14,460
	自家用									13,240
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									18,790
	個人タクシー									18,790
自家用乗用自動車			7,460	7,350	7,240	7,130	7,020	6,910	6,800	6,690
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,380	13,930	13,480	13,020	12,570	12,120	11,670	11,220
		最大積載量が2トン以下のもの	13,680	13,270	12,850	12,430	12,010	11,600	11,180	10,760
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,380	13,930	13,480	13,020	12,570	12,120	11,670	11,220
		最大積載量が2トン以下のもの	13,680	13,260	12,840	12,430	12,010	11,590	11,180	10,760
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,290	9,090	8,890	8,690	8,490	8,290	8,090	7,890
	自家用		9,290	9,090	8,890	8,690	8,490	8,290	8,090	7,890
小型二輪自動車			5,400	5,390	5,380	5,370	5,370	5,360	5,350	5,340
軽自動車	検査対象車		5,870	5,840	5,810	5,780	5,750	5,720	5,690	5,650
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,370	5,360	5,360	5,350	5,340	5,340	5,330	5,320
緊急自動車			5,420	5,410	5,400	5,390	5,380	5,380	5,370	5,360
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,490	5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400
	(ロ) 小型二輪自動車		5,400	5,390	5,380	5,370	5,370	5,360	5,350	5,340
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,450	5,440	5,430	5,420	5,410	5,400	5,390	5,380
		検査対象外車	5,420	5,410	5,410	5,400	5,390	5,380	5,370	5,370
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		5,270	5,270	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260
	(ロ) 教習用自動車		5,270	5,270	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,660	5,640	5,620	5,600	5,570	5,550	5,530	5,510
		b 小型二輪自動車	5,340	5,330	5,330	5,320	5,320	5,310	5,310	5,300
	c 軽自動車	検査対象車	5,340	5,330	5,330	5,320	5,320	5,310	5,310	5,300
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250
検査対象外被けん引軽自動車										

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その7 12か月～5か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		13,770	13,050	12,340	11,630	10,920	10,210	9,500	8,790	
	自家用		12,630	12,020	11,400	10,780	10,170	9,550	8,940	8,320	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		17,770	16,720	15,680	14,640	13,590	12,550	11,500	10,460	
	個人タクシー		17,770	16,720	15,680	14,640	13,590	12,550	11,500	10,460	
自家用乗用自動車			6,580	6,470	6,360	6,250	6,130	6,020	5,910	5,800	
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,770	10,300	9,840	9,380	8,920	8,460	8,000	7,540	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,340	9,920	9,490	9,070	8,640	8,220	7,790	7,360	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,770	10,300	9,840	9,380	8,920	8,460	8,000	7,540	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,340	9,920	9,490	9,060	8,640	8,210	7,790	7,360	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		7,690	7,480	7,280	7,070	6,870	6,670	6,460	6,260	
	自家用		7,690	7,480	7,280	7,070	6,870	6,660	6,460	6,260	
小型二輪自動車			5,330	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,290	5,280	
軽自動車	検査対象車		5,620	5,590	5,560	5,530	5,490	5,460	5,430	5,400	
	検査対象外車		5,370								
原動機付自転車			5,350								
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,320	5,310	5,300	5,300	5,290	5,280	5,280	5,270	
緊急自動車			5,350	5,340	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,280	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,390	5,380	5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,330	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	5,290	5,280	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,300	5,290	
		検査対象外車	5,360	5,350	5,340	5,330	5,320	5,310	5,310	5,300	
特種用途自動車の他	(イ) 霊きゅう自動車		5,260	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240	
	(ロ) 教習用自動車		5,260	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,490	5,470	5,450	5,430	5,410	5,390	5,360	5,340	
		b 小型二輪自動車	5,300	5,290	5,290	5,280	5,280	5,270	5,270	5,260	
		c 軽自動車	検査対象車	5,300	5,290	5,290	5,280	5,280	5,270	5,270	5,260
			検査対象外車	5,280							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,240	
検査対象外被けん引軽自動車			5,270								

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その8 4か月～5日契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	4か月	3か月	2か月	1か月	5日
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営 業 用		8,080	7,370	6,660	5,950	
	自 家 用		7,700	7,090	6,470	5,850	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		9,410	8,370	7,320	6,280	
	個人タクシー		9,410	8,370	7,320	6,280	
自 家 用 乗 用 自 動 車			5,690	5,570	5,460	5,350	
普 通 貨 物 自 動 車 けん引普通貨物自動車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	7,080	6,620	6,160	5,700	
		最大積載量が2トン以下のもの	6,940	6,510	6,090	5,660	
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	7,080	6,620	6,160	5,700	
		最大積載量が2トン以下のもの	6,940	6,510	6,090	5,660	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営 業 用		6,050	5,850	5,640	5,440	
	自 家 用		6,050	5,850	5,640	5,440	
小 型 二 輪 自 動 車			5,270	5,260	5,250	5,240	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車		5,360	5,330	5,300	5,270	
	検 査 対 象 外 車						
原 動 機 付 自 転 車							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,260	5,260	5,250	5,240	
緊 急 自 動 車			5,270	5,260	5,250	5,240	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,290	5,270	5,260	5,250	5,240
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車		5,270	5,260	5,250	5,240	5,240
	(ハ) 軽自動車	検 査 対 象 車	5,280	5,270	5,260	5,250	5,240
		検 査 対 象 外 車	5,290	5,280	5,270	5,260	5,260
特 種 用 途 自 動 車 の 他	(イ) 霊きゅう自動車		5,240	5,240	5,240	5,240	
	(ロ) 教習用自動車		5,240	5,240	5,240	5,240	
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,320	5,300	5,280	5,260	
		b 小 型 二 輪 自 動 車	5,260	5,250	5,250	5,240	
	c 軽自動車	検 査 対 象 車	5,260	5,250	5,250	5,240	
		検 査 対 象 外 車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,240	5,240	5,240	5,240	
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車							

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\text{返還保険料} = (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数が生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & 24\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ & + 24\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ & + (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数} - 12\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & (24\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ & + 24\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約

(イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} = & 36\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ & + 36\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ & + (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ & \times \frac{\text{未経過月数} - 24\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (36 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 36 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 36 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

ニ 保険期間 37 か月を超え 49 か月までの契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (12 \text{ か月契約の純保険料率} + 12 \text{ か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (48 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 48 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &+ (48 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 48 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 48 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

ホ 保険期間49か月を超え60か月までの契約

(イ) 未経過期間49か月以上で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の1年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 60\text{か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &\quad + (12\text{か月契約の純保険料率} + 12\text{か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数} - 48\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ロ) 未経過期間37か月以上48か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の2年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 60\text{か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &\quad + (60\text{か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + 60\text{か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数} - 36\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間25か月以上36か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の3年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 60\text{か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &\quad + (60\text{か月契約の2年超3年以内の純保険料率} + 60\text{か月契約の2年超3年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数} - 24\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60\text{か月契約の4年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 60\text{か月契約の4年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} \\ &\quad + (60\text{か月契約の3年超4年以内の純保険料率} + 60\text{か月契約の3年超4年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数} - 12\text{か月}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60\text{か月契約の4年を超える部分の純保険料率} \\ &\quad + 60\text{か月契約の4年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\quad \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

$$\text{返還保険料} = \text{純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額}$$